

(令和2～3年度支援)

原状回復事業事例： 神奈川県茅ヶ崎市混合廃棄物事案

事案の類型	無許可業者による不適正保管事案			
事案の場所	神奈川県茅ヶ崎市			
行為者	神奈川県茅ヶ崎市 A氏			
規模及び種類		投棄面積(m ²)	投棄量(m ³)	産業廃棄物の種類
	地点ア	594(m ²)	1,381(m ³)	がれき類、ガラス・陶磁器くず、 廃プラスチック類、木くず等
	地点イ	468(m ²)	1,285(m ³)	
	地点ウ	163(m ²)	324(m ³)	
	地点エ	362(m ²)	754(m ³)	
	4地点 合計	1,587(m ²)	3,744(m ³)	
支障のおそれ	各地点において、投棄された産業廃棄物が50%勾配を大きく超える角度で積み上げられるなど、崩落のおそれがあった。また、周囲には鋼板製の囲いが設置されていたが、廃棄物の崩落等による破損や変形が見られ、囲いの倒壊及び道路や隣地への廃棄物の流出による生活環境保全上の支障が生じていた。			
対策工の概要	各地点において、現場の廃棄物を緩勾配で整形し、現地に収まらない廃棄物は近隣に設置した仮置場で選別後、場外処分した。 その後、法面保護工（植生工）、雨水排水工（地下浸透）、立入防止柵工を行った。			
除去した廃棄物の種類及び量	2,590.4t			
代執行費用	192,562,700円（支援対象事業費）			
支援した資金額	134,793,000円			
【事案概要】				
<p>行為者Aは、平成28年2月頃から、神奈川県茅ヶ崎市堤及び下寺尾の第三者の土地に、大量の建設系廃棄物を不適正に保管していた。</p> <p>県は、平成28年5月に茅ヶ崎市との合同パトロールにて、茅ヶ崎市堤地内において、不適正保管を発見。その後の調査指導を進める中で、合計4か所の土地における不適正保管を確認した。</p> <p>これらの場所には廃棄物が50%勾配を超える角度で高さが最大6.1m積み上げられていた。</p>				

周囲には鋼鉄製の囲いが設置されていたが、囲いの倒壊・破損・変形や保護が十分でない地点での崩落・流出のおそれが確認され、一部地点では隣地への廃棄物の流出も確認された。

県は再三にわたり撤去を指導したが、Aがこれに応じなかったことから、平成29年12月に県はAに対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定する高さまで産業廃棄物を撤去すること等を命じる内容の措置命令書を発出したが、Aは措置完了期限を過ぎても措置を講じなかった。

このため、平成30年5月に県は県警に対し、Aを措置命令違反で告発し、同月にAが廃棄物処理の受託禁止違反容疑で逮捕された。同年6月には、Aが措置命令違反容疑で再逮捕され、同年9月13日に有罪判決が下された。

県は令和2年10月に行政代執行に着手し、各地点における廃棄物の場外処分、覆土整形等を実施。令和3年7月に原状回復支援事業が完了した。

	地点ア	地点イ
代 執 行 前		
代 執 行 実 施 中 (種 子 吹 付 前)		
代 執 行 完 了		

	地点ウ	地点エ
代 執 行 前		
代 執 行 実 施 中 (種 子 吹 付 前)		
代 執 行 完 了 後		